



目 次

規 則	ペー
◎高知県災害救助基金規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	1
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令 (")	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (")	2
公 告	
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置 (8件) (漁港漁場課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数 (2・21掲示)	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	4
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	4

規 則

高知県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月7日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第9号

高知県災害救助基金規則の一部を改正する規則
高知県災害救助基金規則(昭和41年高知県規則第69号)の一部を次のように改正する。
第1条中「(第5条において「基金」という。)」を削る。
第5条を削る。
別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第108号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和5年3月7日

医療機関の名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効 期限
高知県・高知市 病院企業団立高 知医療センター	高知市池2125-1	令5・2・ 26	令8・2・ 25

高知県告示第109号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年3月7日
高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
- 届出者の住所
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ南国岡豊店
南国市岡豊町小蓮字小宮432番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政	北海道札幌市東区 北二十四条東二十

	浩	丁目1番21号
(6) 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年10月14日		
(7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,103平方メートル		
(8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 47台 イ 駐輪場の収容台数 7台 ウ 荷さばき施設の面積 45平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の容量 5.4立方メートル		
(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで		
2 届出年月日 令和5年2月13日		
3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 南国市役所		
4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容		
高知県告示第110号 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。 令和5年3月7日 高知県知事 濱田 省司		

1 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため

2 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳又は繁殖の用に供する目的で県外から導入される牛であって、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 2 その他知事が検査が必要であると認める牛	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛であって、月齢又は推定月齢が満96月未満で死亡した牛を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の	〃	〃

		死体		
腐蛆病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃
アイノウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃
豚熱	〃	豚及びいのしし	〃	〃
アフリカ豚熱	〃	〃	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほ	〃	〃

		ろ鳥及び七面鳥		
--	--	---------	--	--

高知県告示第111号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱の発生を予防するための家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚又はいのししであって、当該家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が必要であると認めるもの
- 4 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内への注射

高知県告示第112号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸市穴内字上ミ田乙2326の5、字八町乙2328の8、2328の9（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第113号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和5年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長岡郡大豊町佐賀山字梶ヶ森1247の1・字池野山1248の1・1248の3・1248の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日

田ノ浦漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
宿毛市小築紫町田ノ浦 漁港環境整備施設用地
(1) F R P 船1隻(船名不明、船舶番号282-7638、船長4.16メートル、船幅1.40メートル)
(2) F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.21メートル、船幅1.56メートル)
(3) F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.50メートル、船幅1.43メートル)
(4) F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.24メートル、船幅1.44メートル)
- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に田ノ浦漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置
田ノ浦漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日  
清水漁港漁港管理者  
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
土佐清水市戎町 野積場用地  
F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.50メートル)
- 2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に清水漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置  
清水漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日
窪津漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
土佐清水市窪津 漁具保管修理施設用地
(1) F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.47メートル)
(2) F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.24メートル、船幅1.43メートル)
- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に窪津漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置

窪津漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日  
伊佐漁港漁港管理者  
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
土佐清水市伊佐 漁具保管修理施設用地  
(1) F R P 船1隻(船名幸章丸、船舶番号不明、船長4.66メートル、船幅1.45メートル)  
(2) F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.71メートル、船幅1.46メートル)
- 2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に伊佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置  
伊佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日
古満目漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
幡多郡大月町古満目 臨港道路

F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長6.15メートル、船幅2.15メートル)

2 所有者の行うべき措置
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に古満目漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置
 古満目漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日

柏島漁港漁港管理者
 高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
 幡多郡大月町柏島 野積場用地
 F R P 船 1 隻 (船名新栄、船舶番号不明、船長5.35メートル、船幅1.65メートル)

2 所有者の行うべき措置
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に柏島漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置
 柏島漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日

佐賀漁港漁港管理者
 高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 2号船揚場(横浜地区)
 (1) F R P 船 1 隻 (船名灘丸、船舶番号282-11721、船長5.20メートル、船幅1.60メートル)
 (2) F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.50メートル)

2 所有者の行うべき措置
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置
 佐賀漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年3月7日

伊田漁港漁港管理者
 高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
 幡多郡黒潮町伊田伊田浦 漁船修理場用地
 F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長6.60メートル、船幅2.10メートル)

2 所有者の行うべき措置
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に伊田漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置
 伊田漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管

に要した費用を請求するものとする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,826人である。

令和5年2月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,215人である。

令和5年2月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年2月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	90,965人
室戸市・東洋町選挙区	4,350人
安芸市・芸西村選挙区	5,837人
南国市選挙区	13,017人
土佐市選挙区	7,480人
須崎市選挙区	5,805人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,418人
土佐清水市選挙区	3,740人
四万十市選挙区	9,348人
香南市選挙区	9,292人
香美市選挙区	7,322人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,976人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,116人
吾川郡選挙区	7,806人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	9,035人

佐川町・越知町・日高村選挙区
黒潮町選挙区

6,520人
3,075人